

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和7年4月11日（金）午前10時 議会委員会室

## 出席委員（8名）

（委員長）戸 田 隆 次 （副委員長）津 田 幸 一

岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 中 田 利 幸 錦 織 陽 子

松 田 真 哉 渡 辺 穰 爾

## 欠席委員（0名）

## 議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

## 説明のため出席した者

## 出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 坂本議事調査担当係長 松田調整官

## 傍聴者

安達議員 門脇議員 塚田議員 又野議員 吉岡議員

報道関係者1人 一般1人

## 協議事件

- 1 陳情の取扱いについて

~~~~~

## 午前9時58分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件1、陳情の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森井議事調査担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 私のほうから陳情の取扱いの変更について御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

これにつきましては、先日開催された各派会長・幹事長会議におきまして協議されたものでありますが、陳情については、従来どおり、原則、全てのものを受け付けるものであり、米子市民のための米子市議会であることから、議題に供するものは、米子市民から提出があった陳情のみとし、引き続き賛同議員制度を採用することといたしましたものであります。

また、実施時期につきましては、6月定例会の陳情受付期限を6月12日の正午の予定としておりますことから、それ以降に受け付けたものとし、9月定例会から実施したいと考えております。

これを踏まえて、当委員会において御協議いただけたらと存じます。よろしく願いいたします。以上です。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

松田委員。

**○松田委員** 現状の運用を見直すということで、従来どおり、原則、全てのものを受け付けするけれども、議題に供するのは、米子市民から提出があった陳情のみとするということなのですが、我々の会派としては、現状の運用は県外からの陳情についても議員の賛同があった場合のみ審査しようとしておって、開かれた議会を実践しながら、賛同があった場合のみ審査するという、効率的な運用を実現していて、特に、今までの取扱いで全く問題がないという意見です。現在の運用を見直すならば、陳情の審査対象を市内に限定するという点について、市民もしくは市外から陳情を上げていただく方にどのように説明をするのか、きちんとした理由をもう一度聞かせていただきたいです。

**○戸田委員長** 岡田議長。

**○岡田議長** 各派会長・幹事長会議のほうでずっと議論をさせていただいて、請願のほうは請願法ということで、住所要件なし、紹介者があれば全国各地どこからでも、どのような内容であっても受け付けるということになっております。陳情のほうはそれに準じた形ということで、請願と同じく全国からのやつを受け付けているわけですけども、あと、審査対象とするということに関して、我々米子市議会ということでもありますので、陳情に関しては米子市民、要は米子市民から負託を得て米子市議会を形成しているということでございますので、米子市民に限定をした陳情に関して審査の対象とする。ただ、受け付けて全議員に配付するというものは制限を設けないということにしておりますので、あくまでも審査対象とするのは、米子市議会として米子市民に限定をするということ。私はこれは理由としては十分成り立つのではないかというふうに考えて、あと、全体の意見を聞きながら、そのように判断をさせていただいたところでもあります。以上です。

**○戸田委員長** 松田委員。

**○松田委員** 繰り返しになるかもしれませんが。陳情の取扱いについては、特に不都合はなかったという認識で、必然的に今の段階で狭めるような取扱いをしなければならないというような事例が具体的にどのような形があって、こういう見直しになったのかというのを改めて説明いただきたいです。

**○戸田委員長** 岡田議長。

**○岡田議長** 松田委員のほうは不具合がなかったというふうにおっしゃるんですけども、ほかの議員の中には、もともとは蒼生会さんからの申出ということもあつたりしたんですけども、やはり米子市民に限定をすべきだ、要は米子市民以外の方の陳情を聴くということ、受け付けるのは受け付けるんですけども、審査の対象とするのは、米子市民のほうの方がよりよいのではないかという意見があったわけですので、ここは当然意見が分かるところだろうと思います。要はそれまでそれで不具合がなかったという方と、より審議を高めていくには米子市民に限定すべきだという意見があったわけですから、そこに関しては不具合がなかったという意見も当然ありますし、不具合があったというか、よりよいものを求めたいという意見があったのも事実でありますので、そこを皆さんで議論してもらった上で、米子市民に限定をしていくということに至ったということですけども。そういう答えでいかがでしょうかね。

**○戸田委員長** 松田委員。

**○松田委員** 会長・幹事長会議でも議論を繰り返して、なかなかすくとんと理解ということにはなりませんという意見で…。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

津田委員から。

**○津田委員** 先ほどからいろいろと意見を言われておりますけど、うちの会派としてはこの資料1のとおりということなんですけれども、米子市民、自治基本条例の解説書のとおり、ここで市民ということで、地方自治法第10条の住民と同じ意味であると定義されているということで、陳情についての住所地要件を付けるという基準ということで、うちのほうは、うちの公明党のほうはこの辺があるということで、そういう米子市民というふう限定していきたいということでもあります。以上でございます。

**○戸田委員長** 松田委員。

**○松田委員** 私のほうの会派としては、今までどおりで変更する必要はないということでは反対です。理由としては、先ほどいいましたけど、まず現状の運用で特に問題はなかったという認識、私どもの会派ではそうです。議会基本条例の第5条第4項でもあるように、「議会は、請願及び陳情を市民からの政策についての提案として受け止め」とあるように、同等に取り扱っているような条例があります。現状の運用については県外からの陳情についても議員の賛同があった場合のみを審査対象としておいて、開かれた議会を実践しつつ、賛同があった場合のみ審査をするという効率的な運用を実現していて、大変いい状況じゃないかなという意見でございます。見直すことになれば、開かれた議会から後退することになるという意見です。以上の点から見直しは必要ない、反対ということです。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 結論的には、私は今回の改正でいいと思っております。先ほどから不都合がなかった、問題はなかったという御意見がありましたけれども、これは運用上の我々にとって不都合があったとかなかったとかという話ではなくて、制度上、本来の請願権の趣旨から言って、主体が市民で、市民から上がってきて、我々議会や当局はそれを受け止める側だという制度の趣旨から言って、それが他から入ってきたときには議会の意思決定が先で、市民にあとから意思決定が降りていくという逆方向の流れになるということの、その制度の問題があると思っております。これは運用上の支障があるかとかないとかの問題ではなくて、制度としてそこに問題があると私は認識しております。開かれた議会を、言ってみれば狭くするという議論もありますが、これは冒頭にあるように、従来どおり全てのものを受け付けるので、そこんところで、あとは受け付けた請願の趣旨を、あるいは陳情の趣旨を我々がどのように受け止めて、どのように対応していくのかというのはあらゆる方法がほかにもありますので、その中で具現化していったり、対応していけばいいと思っております。したがって、冒頭に言いましたように、我々は現在の制度上不都合があると思っておりますので、今回の改正は賛同いたします。

**○戸田委員長** 次、錦織委員。

**○錦織委員** うちの会派は、これまでどおりを続けるべきだというふうに思っておりますので、今回の改正には反対です。運用見直しには反対です。というのは、これまでも主張してきましたけれども、私が危惧するのは請願権があるからそれがカバーできるというふうにおっしゃってますけれども、やっぱり請願というのは紹介議員がいるということにな

ります。例えば、各種団体とか福祉団体などの登録事務所は大体その支所だとか支部などが鳥取市にあるということを考えますと、それが今までだったら米子市の市議会で陳情を出されて審査するという、審議するということができたんですけど、それがもうできなくなるということに非常に、一番それを危惧します。だから、今まで私は米子市っていうのは本当にそういう全方向的にっていうか、皆さんの陳情を受け付けてそれを議会で審査すると。でも何でもかんでも受け付けるんじゃないくて、一応賛同議員制というのも設けられて機能しているというふうに思いますので、そういう意味でも従来どおりのを続けるべきだというふうに主張して反対とします。

**○戸田委員長** 次、奥岩委員。

**○奥岩委員** 結論からいいますと、今回提案していただいた案件に関しては賛成でございます。いろいろと今委員さんおっしゃっておられたんですけど、まず今回うちの会派からっていうことで、先ほど議長からお話があったんですけど、提案はさせていただいております。会派内でもいろいろ議論があったんですけど、陳情・請願について、現在陳情をほぼ請願のように本市議会扱っておりますけど、制度上それが本来の形とは少し違っていたというところもあります。運用に関しましては、請願についてはきちっと紹介議員さんつきますので、提出者の審査する際に提出者さんの思いですとか意見ですとか、文章に書いてあるけど、これどうなんだろうなというようなところがきちんと分かるというような、制度上請願についてはそういうところがきちっとカバーされておりました。陳情については、議会として陳情を受け取るというところで、他市ですとか他市町村自治体さん見ても、そういった運用をされておまして、ルール上は本来はそういう形で、本市議会におきましては陳情についても少し請願のように運用していた、今までの事例がございまして、それで運用上どうだったのかといいますが、陳情審査する際にやはり少し難しいようなことがございました。賛同議員さんがついたら、審査をするっていうふうになっているんですけど、審査をする際にどうしても思いが少し100%一致していないというような審査もありましたし、そういったところからこれはどうなんだろうなというような見直しをし始めていきまして、最終的に我々米子市議会になりますので、請願については請願法にのっとりきちっと審査をさせていただきましようということと、陳情につきましてはそういった思い違いとか考えの、本来陳情提出者の思っていたところと違うところで審査をして、これが議会の意思として、仮に不採択になった場合に、議会の意思決定として完全に駄目ですよという意思表示をするわけですから、そういうことではなくて、陳情についてはきちっと受け止めましようねというようなところから、米子市の方についてはきちっと米子市議会として今までどおり話をさせていただきたいというところと、そうではなくて、ほかのところは受け止めてきちっと議員もそれぞれ勉強すると思いますので、参考にさせていただきたいというところもございまして、そういった形で運用できればなと思っておりますので、これを機に議論が狭まるわけではないんですけど、個々の議員が陳情についても重く受け止めて、それぞれ賛同だとか、反対だとかという目線で陳情を見るのではなくて、こういった意見が出てきたんだよというのを個々の議員がきちっと受け止めるようになればなというふうに考えておりますので、この案に関しては賛成でございます。以上です。

**○戸田委員長** 次、渡辺委員。

**○渡辺委員** この陳情のやり方を決めたときに、議員だった方が岩崎さん、中田さん、3

人ですね、多分。あの方はそのときにはおられなかった。この議論っていうのは、そのときにも起こった議論。ちょっとよく分からない、市民って言われるんで僕はよく分からないんだけど、市民の範囲が。だから、私はあえて米子市民って言わせていただきたいんだけど、そのときにも多数派は米子市民の陳情を受け付けて、それ以外はいいじゃないかという話し合いは流れていました。ただし、少数派の中でやっぱりそれでも県外から来るのでも地球防衛軍をつくれとかそういうのは外れるんで、一旦こういった形で陳情の受付をしてみて、様子を見ながら、というような話し合いをしたように私は覚えています。だから、唐突感的にこの話は出たわけではないというのを申し上げたい。最初っからそういう話し合いを私たちはしてきました。だから、そういう意味では何か不都合があるかって松田委員言われますけど、私はあると思っていますんで。ですから、この資料1のとおり改正することに賛成をいたします。

**○戸田委員長** 次、岩崎委員。

**○岩崎委員** 私も資料1のとおり、この陳情の取扱いについては賛成いたします。これまでも津田委員、中田委員、またいろいろ説明もありましたが、理由もありましたけども、私も同意見ではあります。一言付け加えるならば、やはり今までのとおり全ての陳情を受け付ける。そして、全議員に配付するっていうことはもうこれまでどおりやっていくわけでございますので、決して開かれた議会に逆行しているっていうようなことはございませんと思っております。あとは、市民の要件等々もいろいろ議論もあったとおりでございますので、賛成したいと思います。以上です。

**○戸田委員長** それでは、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

陳情の取扱いについて、事務局の説明のとおり実施することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…岩崎委員、奥岩委員、津田委員、中田委員、渡辺委員]

**○戸田委員長** 賛成多数であります。

よって、本件は、賛成多数で事務局の説明のとおり実施することに決しました。

以上でこちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

中田委員。

**○中田委員** 一つだけちょっと申し上げたいことがあります。それは、この議会運営委員会でのそれぞれの発言の中で、うちの会派としてはとかっていう発言があります。代表者会議は、会長・幹事長会議のような代表者会議は、会派代表として構成された会議ですので、それはいいんですが、委員会は本会議において議長から指名されてそういった手続を経て、個々の26人の議員の中から選出された委員ですので、立場が違うはずなんです。したがって、会派代表の立場で出席してないということをきちっと踏まえた各委員の責任の中で発言を、私はするべきだと思っておりますので、会長・幹事長会議のような代表者会議の経過としての会派の趣旨というのは発言の内容としてはあってもいいと思っておりますけど、委員の立場はそういう立場ではないということをやっぱり再確認すべきだと思っておりますので、申し上げておきたいと思っております。

**○戸田委員長** 皆さんよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 松田委員。

○松田委員 私が会派ということが多分言ったのかと思うんですけど、あくまでも、私の意見、会派と言ったかもしれませんが、私の意見として述べておりますので、一応添えておきます。

○戸田委員長 じゃあ、共有事項ということで、よろしくお願ひしたいと思います。  
ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と毛利事務局長〕

○戸田委員長 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

○戸田委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午前10時18分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸田隆次